

流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第44号

流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

流域下水道事業財務規則（令和2年岩手県規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(違約金)</p> <p>第218条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年<u>2.5パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(違約金)</p> <p>第218条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年<u>3.0パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。